

Q. 国調成果により14条地図が作成された地域で、登記簿に「国調現地確認不能地」の記載がある土地は地図上に地番の表示がありません。現地確認不能地とはどういう土地のことでしょうか？

A. 国調の際、道水路等の長狭物の敷地内にある土地については現地での特定が困難なため、調査が行われなかったものがほとんどです。また、長狭物の敷地外で現地が存在せず、所有者の承諾が得られないため不存在として処理出来ない土地も、現地確認不能地として調査されます。

いずれも土地登記簿上には、その表題部の欄外に「国調現地確認不能地」の旨が便宜注意書きがされるのみで、地籍図上には、地番の表示はありません。

これを調査する場合は、まず国調閉鎖前の旧公図や市町村が保管している明細図を閲覧してみてください。かなりな確率で地番が記載されています。